

自己資本規制比率の四半期毎の開示

【2016年12月31日現在】

金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、全ての支店に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものであります。

| | |
|------------------------|------------|
| 1. 固定化されていない自己資本の額 | 22,148 百万円 |
| 2. 市場リスク相当額 | 42 百万円 |
| 3. 取引先リスク相当額 | 934 百万円 |
| 4. 基礎的リスク相当額 | 5,622 百万円 |
| 5. リスク相当額の合計額 (=2+3+4) | 6,599 百万円 |
| 6. 自己資本規制比率 (=1/5) | 335.6 % |

(注)固定化されていない自己資本の額には、劣後特約付借入金が含まれており、明細は下記の通りです。

| 金額 | 契約日 | 弁済期日 |
|-----------|-------------|-------------|
| 10,000百万円 | 平成25年12月13日 | 平成35年12月17日 |
| 3,000百万円 | 平成27年 9月28日 | 平成37年 9月30日 |

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社